**注記（事業別財務諸表：児童措置事業）**

**１．追加情報**

（１）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

事業の概要

児童手当の支給や、虐待など何らかの理由で保護者の養育が困難な子ども等の児童福祉施設への入所措置に係る事業を行っています。